

ソーシャルワーカー試論

——ジェネラリストとしてのスペシャリスト——

西原 雄次郎

はじめに

社会福祉の専門職としてのソーシャルワーカーは、一体どういう役割を果たす職種なのか、残念ながら一般にはあまり知られていないのが実状であろう。

ソーシャルワーカーは、社会福祉の領域で、自力解決が困難な状況に直面している人々の、問題解決を支援する専門職である。常に当事者に最も身近な存在として、まず当事者の声に耳を傾け、当事者の気持ちを受け止め、出来る限り自力解決が出来るよう側面的に支援する専門職である。当事者のワーカビリティ次第では部分的に当事者に代わって問題解決に主体的に取り組み、また当事者の内在的な力量を引き出す役割も担うのである。

その守備範囲は非常に間口が広く、またその内容は非常にバラエティに富んでいる。本稿ではこのソーシャルワーカーの専門性について試みに論を展開するものである。

非常に間口の広い専門職

各専門職が専門分化する中で、それぞれの守備範囲が狭く深くなり、より高度な専門職はより深い知識が求められ、それが当たり前と考えられるようになってきている。しかし、社会福祉の現場で働くソーシャルワーカーに求められる専門性は必ずしもそうではない。そうではなくて、間口の非常に広い専門職である。精神保健や臨床心理についての知識と素養をある程度有しながら、同時に社会福祉政策や社会保険や社会保障についての知識と意見を持ち、個人の気持ちをしっかりと受け止めつつ、一方でグループの運営や地域社会で暮らす人

たちに啓発的な活動もできる，そのような専門職が求められているのである。自力解決が困難な状況に立ち至っている人たちの生活問題の解決や緩和のために貢献するには，特定の領域の深い知識や素養よりも，少しばかり浅いものであってもより広範囲な領域の知識と素養が必要なのである。ソーシャルワーカーは，援助を必要とする人たちに，より具体的で適切な支援を，前向きな気持ちで受け取ってもらえるように届けるのが第一の役割であり，そのためには特定の狭い領域に通じた専門家であるよりも，間口の広い，守備範囲の広い専門家である必要があるのである。

個々の社会福祉サービス利用者にとって，常に第一の窓口としてソーシャルワーカーが存在し，このソーシャルワーカーを通じて，様々なサービス利用へとつながっていく，その過程で気持ちや心への配慮がなされ，嫌な気分にならなくても済む，前向きな気持ちでサービスを活用できる，そのような援助を提供できる専門職が必要なのである。

たとえば，児童養護の領域と知的障害者の通所授産施設で働くソーシャルワーカーを例にとってみてみると以下のような力量が求められる。

1. 児童養護施設の場合

A. 豊富な専門知識の所有。

- ① 子どもの発達に関する医学的・心理臨床的側面に関する一般的な知識を有していること。
- ② 一人一人の子どもたちの背負っている課題（解決できていないトラウマであったり，親子兄弟間の確執であったり，貧困に起因する諸問題であったり，環境的あるいは遺伝的素因によるもの等々，個々の子どもたち自身だけでは乗り越えられないような大きく深い課題や，もう少し軽微な課題であったりする。）を熟知していること。（熟知しているためには精神保健等に関する相当な知識が求められる。）
- ③ 利用可能な社会資源や諸制度に通じていること。

B. 具体的な援助技術を実践する力量。

- ① 大きくて重い課題を背負った子どもたちの気持ちをきちんと受け止めて、子どもの話に耳を傾け、子ども自身の願いや希望を尊重し、その子と良い人間関係をつくる努力を忍耐強く続ける姿勢を持続できること。(この「気持ち」の理解については無意識の領域もある程度含んでいなければならない。)
- ② 当該子どもが、子ども集団の中で所属を認められ、グループの一員として暮らせるように支援し、そのために子どもたちと一緒に遊べる様々な知識と技術を有していること。

C. ある程度自己の感情をコントロールし、自省的姿勢で自身の実践を振り返ることができること。

- ① 大きく深い傷を負った子どもたちは、職員自身が自分の最も弱いと思っている部分をストレートに攻撃してくる場合が往々にしてあり、この様なときに、自身の感情をある程度コントロールできる必要があり、場合によっては同僚に助けを求めることが出来ることも必要なことである。
- ② 実践はあくまで相対的なものである。同じ技術も、それを使う人物の力量、子どもとの日頃の人間関係の度合い、その日その時の心身の状態等々、様々な「変数」によって、効果を発揮出来る場合があったり、そうでない場合がある。このような相対的なものであるので、その都度、自己の実践を自省的に振り返ることが出来ることもまた重要な素養である。

D. 他機関との連絡調整、家族との関係調整、同僚たちとのチームワーク能力。

- ① 既述のように、子どもの精神医学や子どもの心理臨床についてのある程度の知識を有していて、必要な場合は医師や心理臨床家に治療を依頼しつつ、他の専門職と協力して子どもの心身の安定に貢献する努力

を普段から続けていること。

- ② 子どもの家族や里親たちとの関係調整や、児童福祉機関や医療機関、司法機関等々の関係機関との連絡調整に取り組み、当該子どもの利益の代弁者としての役割を果たせること。
- ③ 生活施設である限り、一人の職員が24時間365日常にある子どもの側において仕事ができる状況ではない以上、常にチームワークを前提として仕事を展開し、自分の不在時には他の同僚に全てを託せる信頼関係をつくることが不可欠であり、このような連携能力が求められている。

E. 児童福祉政策全般に関する意見の所有と、必要な場合の政策提言能力。

(いくら良い実践を行おうとしても、例えば法に示された最低基準が余りにも低い水準である限りその実践には自ずと限界が生じてくるのであり、ミニマムスタンダードの抜本的改善に向けて意見を述べるなど不可欠の能力と思われる。)

- ① 必要な場合に、児童福祉諸機関への政策提言も含む意見具申をし、当該子どもにとって必要と思われる社会的諸手立てを迅速に講じる努力を精一杯続けること。
- ② 一般の人々に児童養護施設とそこで暮らす子どもたちの実状について、誤解や偏見を除去し、理解者を増やすための啓発活動に忍耐強く努めること。

F. 諸課題を背負った子どもたちのことが好きであること。

- ① 当該子どもが、そばへ行けばホッと出来る雰囲気を持った職員であること。少なくとも子どもの前でそのような姿勢を持続する努力を続けられること。
- ② 子どもたちが、卒園後も何か苦しいことがあった際に、ふと思い出してもらえ、「一度話に言ってみよう」と思われる「雰囲気」を有していること。

- ③ 自分自身の弱点や乗り越えねばならない諸課題についてある程度自己
 覚知が出来ており，必要な時に率直にスーパービジョンやコンサル
 テーションを受けることが出来るだけの心に余裕を持って仕事が出来
 ること。

G. 一般人よりもはるかに厳しい倫理性が求められることを自覚していること。

- ① 援助者は，子どもの基本的人権を擁護する役割でありながら，子ども
 の最も近くに暮らす存在であるだけに，同時にその人権を侵害する可
 能性の最も高い者の一人であることを自覚しつつ実践を続ける，とい
 う基本姿勢を心と身体と頭にしみ込ませていること。
- ② 実践には失敗がつきものである。それ故に，他の専門職や同僚との
 チームワークに配慮し，様々な意見に耳を傾け，常に自己点検しなが
 ら，自説に固執せず，子どもの福祉のために何が必要かを中心にして
 他者と互いに補い合いながら，協力して子どもの福祉の増進のために
 邁進できること。

これらの諸点を改めて検討すると，その間口の広さ故に，ソーシャルワ
 ーカーの専門性とは一体何だと言われるかもしれない。しかしこの間口の広さ
 がすなわちソーシャルワーカーに求められている専門性そのものなのである。
 この間口の広さがある故に，個々の子どもたちにとって無くてはならない職
 員になり得るのである。何があってもまず当該職員のもとへ相談に行こうと
 する，困ったときはふと当該職員を思い出す，そのようなソーシャルワー
 ーカーが求められているのである。一部特定の領域のことに深い知識を有して
 いることを否定するものではないが，このように間口の広いソーシャルワー
 ーカーが存在してこそ，医師や看護婦や心理臨床家や司法職等々の協力が一層
 子どものニーズに沿ったものとして生きてくるのである。

児童養護施設の子どもたちは好きこのんでその施設を生活の場を選んだの
 ではなく，大人の諸事情からやむなく当該施設を生活の場としており，他に

暮らしの方便を持っていないのが一般的である。いわば退路を断たれた状況でそこでの暮らしがなされているのである。したがって、少なくとも、児童養護におけるソーシャルワーカー…通常は児童指導員と呼ばれる職種…は、一般の親と同じ感覚で子育てをするものではないことは自明のことであり、一定の知識と技術と倫理性に裏打ちされた専門的実践が求められていることは誰もが認めることであろう。そこで求められている専門性は非常に間口の広いものであることもまた、明らかであろう。

次に児童養護施設とは相当異なる運営形態の知的障害者通所授産施設に働くソーシャルワーカー…一般に生活指導員等と呼ばれている…の業務について検討してみよう。

2. 知的障害者通所授産施設の場合

A. 豊富な専門知識の所有。

- ① 個々の当事者の障害に関する医学的、心理臨床的知識を有し、日常生活や行動上の障害特性をよく理解していること。
- ② 当該障害特性を前提にした関わり方の基本に関する知識を有していること。
- ③ 当事者とその家族が利用可能な社会資源や諸制度について通じていること。

B. 具体的な援助技術を実践する力量。

- ① 豊富な知識を前提にして、障害当事者と個別的具体的に関わり、当事者の願いや希望を尊重しつつ良い人間関係をつくる努力を忍耐強く続ける姿勢を維持できること。
- ② 当該障害者が、集団の中で所属を認められ、グループの一員として日中の時間を過ごせるように支援し、そのために利用者相互の良い人間関係醸成のために具体的な実践が出来ること。

C. 他機関や団体との連絡調整，家族との関係調整，同僚たちとのチームワーク能力。

- ① 既述のように，個々の当事者の障害について，医学的，心理臨床的知識を有していて，必要な場合は医師や心理臨床家に治療を依頼しつつ，他の専門職と協力して利用者の心身の安定に貢献する努力を普段から続けていること。
- ② 利用者の家族との関係調整や，他の福祉機関や医療機関，司法機関等々の関係機関との連絡調整に取り組み，当該利用者の利益の代弁者としての役割を果たせること。
- ③ 必要な場合，授産と関わりのある多くの事業者と協力して授産種目について工夫を凝らし，工賃増加のために試行錯誤を重ね，常に新しい種目を開拓する姿勢を有していること。
- ④ 同僚とも常に意思疎通をはかり，チームとして利用者の日中活動の充実化のために努めること。

D. 障害者福祉政策全般に関する意見の所有と，必要な場合の政策提言能力。

(知的障害者福祉政策の地域格差は徐々に拡大しており，実践条件の改善要求は福祉サービス水準の維持と向上のために不可欠な側面である。)

- ① 必要な場合に，障害福祉諸機関への政策提言も含む意見具申をし，当該利用者にとって必要と思われる社会的諸手立てを迅速に講じる努力を精一杯続けること。
- ② 一般の人々に知的障害者への理解を求め，誤解や偏見を除去し，理解者を増やすための啓発活動に忍耐強く努めること。

E. 諸課題を背負った知的障害者のことが好きであること。

- ① 当該サービス利用者が，そばへ行けばホッと出来る雰囲気を持った職員であること。少なくとも利用者の前でそのような姿勢を持続する努力を続けられること。

- ② 利用者やその家族から、日常的に何か苦しいことがあった際に、相談してみようと思われる「雰囲気」を有していること。
- ③ 自分自身の弱点や乗り越えねばならない諸課題についてある程度自己覚知が出来ており、必要な時に率直にスーパービジョンやコンサルテーションを受けることが出来るだけの心に余裕を持って仕事出来ること。

F. 一般人よりもはるかに厳しい倫理性が求められることを自覚していること。

- ① 知的障害者の基本的人権を擁護する役割でありながら、当事者の最も近くに働く存在であるだけに、同時にその人権を侵害する可能性の最も高い者の一人であることを自覚しつつ実践を続けるという基本姿勢を、心と身体と頭にしみ込ませていること。
- ② 実践には失敗がつきものである、それ故に、他の専門職や同僚とのチームワークに配慮し、様々な意見に耳を傾け、常に自己点検しながら、自説に固執せず、知的障害者の福祉のために何が必要かを中心にして他者と互いに補い合いながら、協力して利用者の福祉の増進のために邁進できること。

以上のように、児童養護施設でのソーシャルワーカーの働きと知的障害者通所授産施設でのそれを比べると、異なる領域ではあっても、社会福祉の専門職として共通の業務内容が存在することが明白である。

ここで求められているのは医学的・心理学的側面からソーシャルアクションと言われる社会的側面まで、援助技術的側面から倫理的側面まで、施設運営の側面から具体的な政策提言や社会資源の創設等の福祉政策的側面まで、非常に間口の広い活動であるということが言えるであろう。

チームワークが不可欠の専門職

ところで、個々のソーシャルワーカーには得意な領域や不得意な領域が存在

するだろう。たとえばあるワーカーは、精神保健や臨床心理の知識や治療的アプローチに長けているけれども、社会保障や社会保険についての知識やその運用には弱いということもあるであろう。逆に、社会保障や社会保険については非常に詳しいけれども、個別的支援の実際についてはどうも苦手というソーシャルワーカーもいるだろう。ただ、得意・不得意に関わりなく、ソーシャルワーカーであるからには自分自身の得意な領域や不得意な領域について十分自覚し、不得意な部分をどう補うかについての工夫と努力が必要なのである。そして、不得意な部分については自身で補いつつも、その部分を得意とするワーカーとの間で役割分担をし、協力して仕事に取り組むことが必要なのである。ソーシャルワーカーは単独でその業務を全て遂行することは基本的には出来ないと考えるべきである。まず援助を必要とする人にとって役に立つ支援をし、サービスを提供することを中心に考えるならば、利用できるものは何でも活用すべきなのである。同僚や他職種の人たちとの役割分担、チームワークが不可欠なのである。

また、得意・不得意はあっても、社会福祉職として共通の理念、共通の技術がある限り、たとえば、社会福祉サービス利用者への臨床心理的支援や、一人一人の気持ちや心への配慮を組み込んだ政策を立案し、それを運用するソーシャルワーカーが存在するのであり、同時に目の前に展開する当事者の様々な「問題行動」の背景に政策課題を見通すことの出来る直接援助技術を担当するソーシャルワーカーが存在するのである。このようなソーシャルワーカーの存在が利用者にとって不可欠と考えるのである。

専門職として国家資格取得を取得する意味

社会福祉領域の国家資格として中核をなしているのは、非常に不十分な形ではあるが、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士を上げることが出来るであろう。社会福祉士会が社団法人として認可を受けて独自の活躍をされていることに敬意を表したいし、一定の社会的力を持つことで新しい地平を切り開こうとされる今後の努力に期待したいところである。

筆者は学生たちにこれらの資格を取得する意味を以下のように説明している。

① 有資格者としての利益

国家資格の取得は、有資格者として一定の社会的評価を得たり、ある事業体ではそれによって給料が少し加算される等、有資格者本人にとって利益のある資格として考えるという側面もちろん無視できない。逆にこれが余りにも不明確であり、いつまでも「名称独占」の域を出ない状況にあることは個人的には大いに不満でさえある。

② 有資格者としての社会的責任1

国家資格を有するという事は、有資格者が対社会に対して、すなわち福祉サービスを利用しようとする一般市民に対して、一定の水準以上のサービスを提供する責任を負っているということを宣言したものと考えるべきなのである。従来社会福祉従事者は、自身がどのような資格を有しているかを鮮明にすることに控え目でありすぎたのではないだろうか。どのような専門教育を受けて現在の職に就いているのか、このことを鮮明にすることに控え目でありすぎたのではないだろうか。現在これは美德でも何でもないと考えるのである。

専門職として自分自身が受けた教育と、取得した資格を鮮明にすることは、当該サービス利用者との間で、「私はこの資格の名に値するサービスを提供する責任を負います」という援助契約を結ぶことを意味しているのではないだろうか。その資格の名に値しないサービスしか提供できないのであれば、当然その責任が追及されてしかるべきなのである。社会福祉専門教育を受けながら資格を取らないということは、自分自身に逃げ場を用意するようなものと考えのだがどうであろうか。

③ 有資格者としての社会的責任2

有資格者は、個人的にその業務を遂行するだけでなく、既述のように専門職集団に所属し、一人のメンバーとして社会的発言をする責任と義務があると私は考えている。ソーシャルアクションの担い手として、日本ソーシャルワーカー協会や社会福祉士会等の職能団体に所属して社会福祉をめぐる諸状

況を改革すべく発言をする責任があると思うのである。また、有資格者としてそれらの職能団体に所属し、発言し、行動する機会が得られることは個人のレベルではむしろ喜ぶべきことと考えるのである。

おわりに

ソーシャルワーカーの専門性について日頃考えていることの一端を試論として述べた。社会福祉サービスの利用者にとって、狭くて深い守備範囲の専門職ももちろん必要である。一方で、当事者の気持ちを受け止め、気持ちを支え、意欲を持てるよう援助しつつ、様々な福祉サービスを当事者のニーズに沿うようにアレンジし、当事者の最も身近な所にいる守備範囲の広い専門職も必要なのである。これまでわが国では後者のような専門職の存在が非常に軽視されたか、気付かれさえしなかった感があるのである。(この要因については別途検討を加えたいと思う。)

医師や、看護師や、その他の「伝統的な専門職」ももちろん必要であるが、もっと広い領域を守備範囲としつつ、当事者にとっては使いやすく力強い支援者としてのソーシャルワーカーの存在が今後ますます重視されなければならないと考える。法制度や、社会資源や、福祉施設等々も結局それを運用する人たち、そこで働く人たちの資質と力量次第で利用者にとって価値あるものとなったり、逆に利用者の意欲を削ぐ結果になったりもするのである。

1987年に社会福祉士・介護福祉士制度が誕生したが、これらの資格をよりサービス利用者にとって意義あるものとするために、多くの意見交換が行われる必要がある。既に多くの先達が多く議論をされていることに今さらのように意見を述べさせていただいた。今後はこれら先達の議論を整理し、ソーシャルワーカーに対する社会的認知を高め、その必要性に関する社会的理解を一層得るための議論を深めたいと思う。(2000年1月7日)